

被爆体験者に寄り添った対応をすべき

新制度申請用診断書の様式簡素化を長崎市に要請

去年12月にはじまった「被爆体験者」の新たな医療費助成事業をめぐり、協会は申請に必要な診断書が複雑で、被爆者健康管理手当申請用に用いられてきた診断書であり、昭和43年当時から変更されておらず、現在の医療内容にマッチしていないとして、3月7日に書式の見直しを求める要望書を長崎市原爆被爆対策部調査課に提出しました。

同様の取り組みは、昨年末に厚労省にも行っています。厚労省は「長崎県・長崎市と協議中」との回答にとどまり、長崎市は「認定審査会で協議している」と述べるなど、一向に改善しようとはしない姿勢が明らかになりました。

さらに、協会は申請に必要な対象疾病に罹患していることを示す診断書は地域や医療機関で金額に差があり、高額であるため、患者は困惑していることを紹介しながら、「被爆者と認めないのに診断書は被爆者と同等とし、費用負担も求めることは被爆体験者軽視だ」と抗議し、長崎市が3月末までの申請を促した通知を郵送し混乱が生じているとして、診断書の書式の見直しを強く求めました。

これに対し、長崎市は「督促ではない。周知が十分ではないので、あらたて対象者に提出させていただいた」と述べ、「診断書の変更すべきか否かは誰が行うのか」と質したところ、「審査会である。検査項目が古いなどの意見は出ている。今日も申し入れの内容は審査会に報告する」と回答しました。



要望書を提出する本田会長（右）